

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課

ワクチン接種業務に関する看護職確保のさらなる推進について

日頃より、看護行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、本年 7 月末までに高齢者向けのワクチン接種の完了を目指すため、先般、中央ナースセンター事業の一部を改正し、潜在看護職等が都道府県ナースセンターでワクチン接種研修を受講し、ワクチン接種就業希望者リストに登録して、新規雇用によりワクチン接種業務に従事した場合に、都道府県ナースセンターから当該潜在看護職等に対して、就業準備金として 3 万円を支給する事業が開始されたところで

す。

これらにつきましては、中央ナースセンター事業として実施されるものですが、実施に当たっては、都道府県ナースセンターが主体となりますので、貴職におかれましても御了知いただくとともに、潜在看護職等のさらなる確保にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、本年 6 月 4 日付けで公益社団法人日本看護協会より各都道府県看護協会あてに別添のとおり通知がなされておりますので、併せてお知らせいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井、荒木

電話：03-5253-1111（内線 4171、4166）